

5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等
に関する有識者会議

とりまとめ

令和8年7月

序 文

神奈川県内の水道事業者のうち、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団(以下「5事業者」という。))は、全国の水道事業者が共通して抱える課題である、人口減少に伴う水需要の減少、高度経済成長期に建設された浄水場や基幹管路など主要な水道施設の老朽化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化や突発的な水質事故への対応強化などを解決するため、連携して「水道システム再構築」の実現に取り組んでいる。

「水道システム再構築」では、水需要に見合った適正な規模への段階的な浄水場のダウンサイジングと併せて、「上流取水の優先的利用」による取水位置の変更が計画されている。社会情勢に合わせたこのような取り組みは、特定の区間での河川流量の変化をもたらすため、計画の実現にあたっては河川管理者や漁業関係者をはじめとした関係河川使用者との合意形成が不可欠となる。

このことに対し、5事業者は令和9年度からの「水道システム再構築」の事業着手に向けて、事前に漁業関係者との合意形成が図れるよう、令和6年度から令和7年度の2か年にわたり河川流況の変化が想定される区間において、河川調査を実施することとなった。また、河川管理者や漁業関係者との協議を円滑に進めるため、河川影響等に関する事項について学識経験を有する者の意見を聴取することを目的に、令和7年1月に「5事業者の『水道システム再構築』実現に向けた河川影響等に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。))」を設置することとなり、この度、委員として会議に参加する運びとなった。

令和6年度から7年度にかけて開催された計6回の会議においては、5事業者が実施した河川調査の方法や結果の妥当性、河川調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性について議論を重ねると共に、相模川の河川環境やアユをはじめとする魚類の生息環境、あるいは漁業への影響について多角的な視点から意見交換を行った。これらの議論を通じて有識者として認識が共有された内容について、ここにとりまとめた。

本とりまとめにある我々委員の意見等を参考として、引き続き5事業者が連携して、漁業者をはじめとした関係河川使用者や河川管理者との調整を進め、「水道システム再構築」の実現に向けて前進することを期待する。

令和8年3月

5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等に関する有識者会議

座 長 浅 枝 隆

5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等に関する有識者会議

【設置目的】

5事業者が連携して取り組む「水道システム再構築」を実現するためには、浄水場の統廃合に併せて実施する上流取水による河川流量の変化などの影響を整理し、漁業者をはじめとした関係者と調整したうえで、合意形成を図っていく必要があることから、学識経験を有する者の意見を聴取するため、河川影響等に関する有識者会議を設置した。

【意見を求める事項】

- (1)5事業者が実施する河川影響等調査の方法及び結果の妥当性に関すること
- (2)(1)の調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性に関すること
- (3)その他、必要な事項に関すること

【構成員の氏名(所属・役職名等)】

(委員は五十音順、敬称略)

<任期：令和7年1月20日～令和8年3月31日>

座 長	浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
委 員	坪井 潤一	国立研究開発法人水産研究・教育機構 主任研究員
委 員	宮本 仁志	芝浦工業大学 教授

< 目 次 >

1	5事業者が目指す「水道システム再構築」	
(1)	5事業者による水源開発等の経緯.....	1
(2)	これまでの取組状況	2
(3)	5事業者による河川調査	5
2	相模川水系の河川に係る既存計画	
(1)	「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」等.....	6
(2)	近年の河川流況	8
3	相模川におけるアユ関連情報と内水面漁業	
(1)	相模川におけるアユ関連情報	9
(2)	相模川の内水面漁業	11
4	「水道システム再構築」の実現に向けた対応	
(1)	「水道システム再構築」に伴う河川流況の変化	14
(2)	調査内容(方針)に対する主な意見	16
(3)	河川調査の概要	17
(4)	河川調査結果	18
(5)	河川調査結果に対する所見.....	19
5	相模川における課題の整理	
(1)	相模川の現場視察.....	20
(2)	相模川における課題について	22
6	「水道システム再構築」により想定される影響と環境保全措置(対策案)	
(1)	検討課題の整理	25
(2)	魚類の生息環境等に関わる環境保全措置(対策案)	26
(3)	漁業関係者との合意形成に向けた進め方	27
7	相模川の河川環境に対する提言	28
	【巻末】	29
	有識者会議の開催内容	
	参考資料	
	・参考資料1:河川調査概要	
	・参考資料2:環境情報図	

1 5事業者が目指す「水道システム再構築」

5事業者が古くから共同事業により連携してダム水源施設等を開発してきた経緯やこれまでの「水道システム再構築」の取組状況について、有識者会議で確認した内容を次に示す。

(1) 5事業者による水源開発等の経緯

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の4水道事業者は、相模川水系にダム水源施設等を共同で開発するなど古くから連携を図り、水道水の安定供給を通じて地域の発展に寄与してきた。その後、高度経済成長期における水需要の急増に対応するため、県西部を流れる酒匂川水系に新たなダム水源施設等を開発することが決定され、昭和44年5月に特別地方公共団体である神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)を共同で設立した。

現在、5事業者は県内人口の約9割の給水を担っており、安定した給水の確保に向けて連携を続けている(図 1)。

ダム水源施設等の運用では、相模川水系の3つのダム(相模ダム・城山ダム・宮ヶ瀬ダム)が連携した総合運用に加え、災害や水質事故などで、一方の水系において取水を制限せざるを得ない場合や、少雨傾向によりダムの貯水量が減少した場合において、相模川水系と酒匂川水系の2水系間で連携を行える仕組みが構築されており、高度な水利用が実現されている。

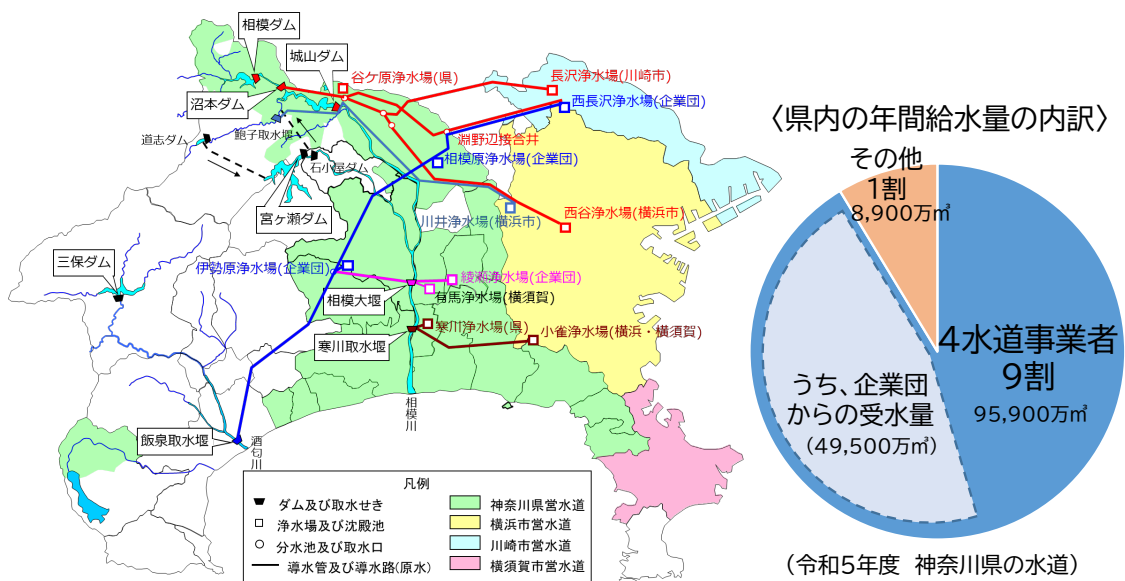


図 1 事業者の給水エリアと年間給水量

(2) これまでの取組状況

5事業者は、水需要の減少、主要水道施設である浄水場や基幹管路などの老朽化への対応、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化や突発的な水質事故への対応強化、脱炭素化への貢献といった共通の課題を有している。

こうした共通課題の解決に向けて平成22年8月には、外部有識者を交えて、概ね30年後のあるべき姿の構想を「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」としてとりまとめている。この報告を受けた5事業者は、最適な水道システムの実現に向け、平成22年12月に「5事業者水道事業連携推進会議」を設置し、将来を見据えた「水道システム再構築」の検討を進めてきた。

また、「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」にある「水道施設の共通化・広域化」の取組については、河川に関しても広範な課題が示されており、5事業者はその解決に向けて、河川有識者を交えた検討会を設置し、河川行政や環境面など多角的視点から検討を行い、令和3年3月に「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討」をとりまとめている。

その後、5事業者が連携して「水道システム再構築」を推し進めるため、令和6年5月に「水道システムの再構築の推進に関する覚書」を締結するとともに、具体的な施設整備の内容と向こう30年にわたる工程を整理し、「5事業者の『施設整備計画』」を策定している。

なお、「水道システム再構築」の取組は、令和5年3月に策定された「神奈川県水道広域化推進プラン(神奈川県政策局策定)」にも位置付けられている。

ア 「水道システム再構築」の概要

5事業者が取り組む「水道システム再構築」は、「効率化」、「強靱化」、「脱炭素化」を目指して、水道施設の更なる機能強化を図り、給水の安定性確保と持続可能な事業運営に努めるため、「水道施設の再構築」、「上流取水の優先的利用」、「取水、浄水の一体的運用」を取組の方向性として定め、各々の取組には目標が設定されている(表 1)。

その取組内容は、水需要に見合った水道施設となるよう、5事業者全体で11か所ある浄水場を8か所に再編(ダウンサイジング)しつつ企業団の3浄水場を増強し、これに併せて、取水位置を下流から上流に変更することにより、高低差を利用して電力消費を抑えた施設配置とするなど、効率化・脱炭素化を図るものとなっている(図 2)。

加えて、送水管路ネットワークを整備し、水道施設の強靱化を図り、更には、水道施設の整備に伴う大規模工事や水質事故等への対応として、取水から浄水までの運用面も5事業者で連携して柔軟に対応できるよう一層の強化を図っていくものとなっている。

施設整備の工程は、水道事業者の3浄水場廃止時期と、それに伴う企業団の3浄水場増強時期、送水管路等の整備によるバックアップ機能の発揮時期を踏まえ、令和9年度から事業着手し、令和37年度に完了予定としている。

表 1 5事業者の「水道システム再構築」の目標

取組の方向性	目 標
水道施設の再構築	- 現在の11浄水場を8浄水場へ再編(ダウンサイジング)のうち、企業団の3浄水場を增強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備
上流取水の優先的利用	- 上流(沼本)の未利用水利権の活用 - 下流(寒川)の水利権を上流(沼本・社家)で活用
取水・浄水の一体的運用	取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築

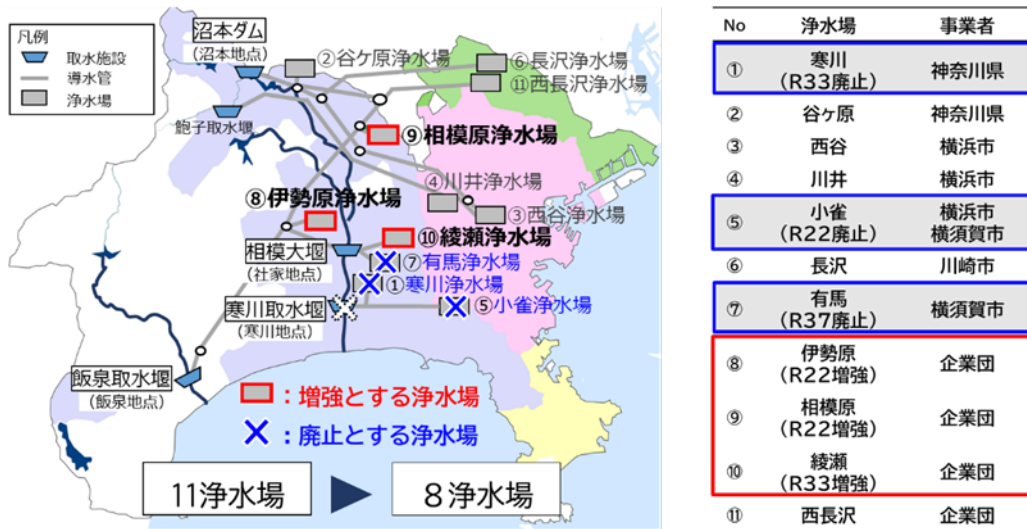


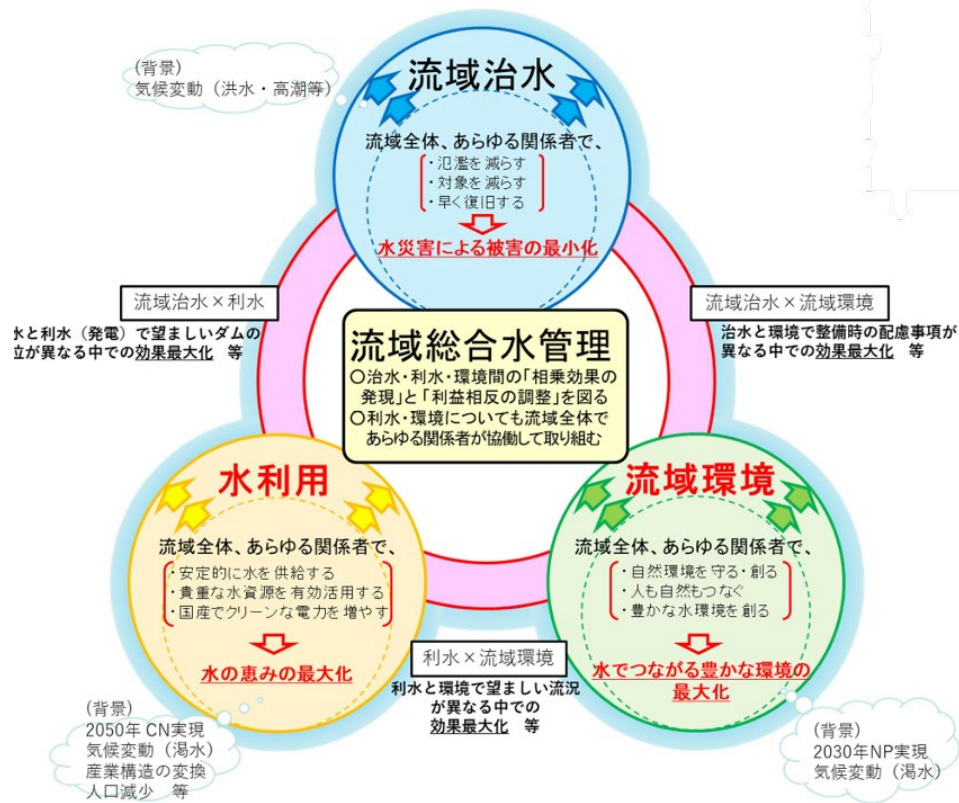
図 2 浄水場の再編(ダウンサイジング)

イ 流域総合水管理(上下水道一体での強靱化、省エネ化の推進)

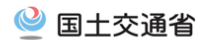
令和7年5月には、神奈川県及び国の関係機関で構成する「相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会(神奈川県政策局)」が設置され、持続可能な施設整備に関する連絡・調整が行われている。

また、令和7年6月には、国土審議会・社会資本整備審議会(国土交通省)が「流域総合水管理のあり方について」の答申をとりまとめ、その具体的な取組内容のうち、「上下水道一体での強靱化、省エネ化の推進」のモデル流域として、5事業者の取組が取り上げられている(図 3)。

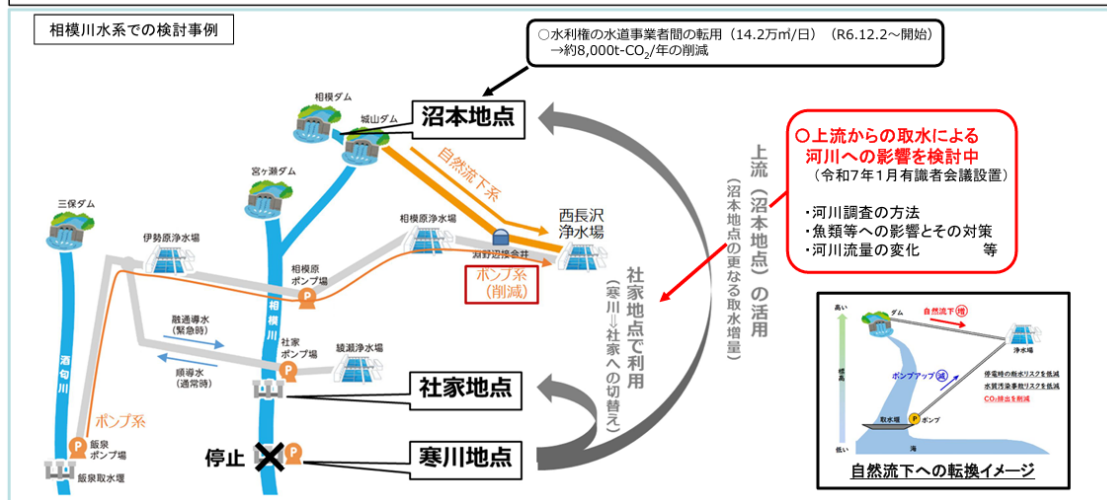
「上流取水の優先的利用」や河川に係る調整については、引き続き河川管理者や関係河川使用者と調整・協議を行いながら、課題整理などの検討を進めていく必要がある。



2) (v) 上下水道一体での強靱化、省エネ化の推進



- 人口減少などの課題の解決に向け、地域の実情に応じた広域化を推進し、上下水道の基盤強化が必要。加えて、カーボンニュートラルに資する上流からの取水などにより自然エネルギーを活用した省エネ化の取組が必要。
- 神奈川県や愛知県などをモデル流域とし、上流からの取水による省エネ効果の検討や減水区間の発生による河川環境への影響など施策を進める上での課題整理や対応策などの検討を推進。
- 上流からの取水による省エネ効果評価手法や河川環境への留意事項等をマニュアル類へ反映し、さらなる横展開を図っていく。



出典：流域総合水管理のあり方について答申 参考資料(令和7年6月)
国土審議会水資源開発分科会流域総合水管理のあり方検討部会
社会資本整備審議会河川分科会流域総合水管理のあり方検討小委員

図 3 流域総合水管理のあり方について

(3) 5事業者による河川調査

「水道システム再構築」の取組により、令和22年度以降、段階的に河川からの取水地点が変わることで、相模大堰から寒川取水堰までの間において、水利流量の減少によって河川流況が変化し、そのことが漁業に対して影響を及ぼすものと想定された。そこで、5事業者は、令和9年度からの事業着手にあたっては、漁業関係者の理解が不可欠と判断し、令和6年度と令和7年度の2ヵ年にわたり流況変化による影響把握のための河川調査を実施することとした(図 4、図 5)。

さらに、河川調査の実施にあたっては、河川環境の整備・保全及びアユなどの魚類の分野で学識経験を有する者の意見を聴取する必要があると判断し、本有識者会議を令和7年1月に設置した。

【調査期間】 令和6年12月17日～令和8年3月31日



図 4 河川調査範囲(相模大堰～寒川取水堰)



生息密度を把握するための調査方法



河床粒度分布調査



アユ産卵環境調査



付着藻類調査

図 5 河川調査の主な内容(魚類調査)

2 相模川水系の河川に係る既存計画

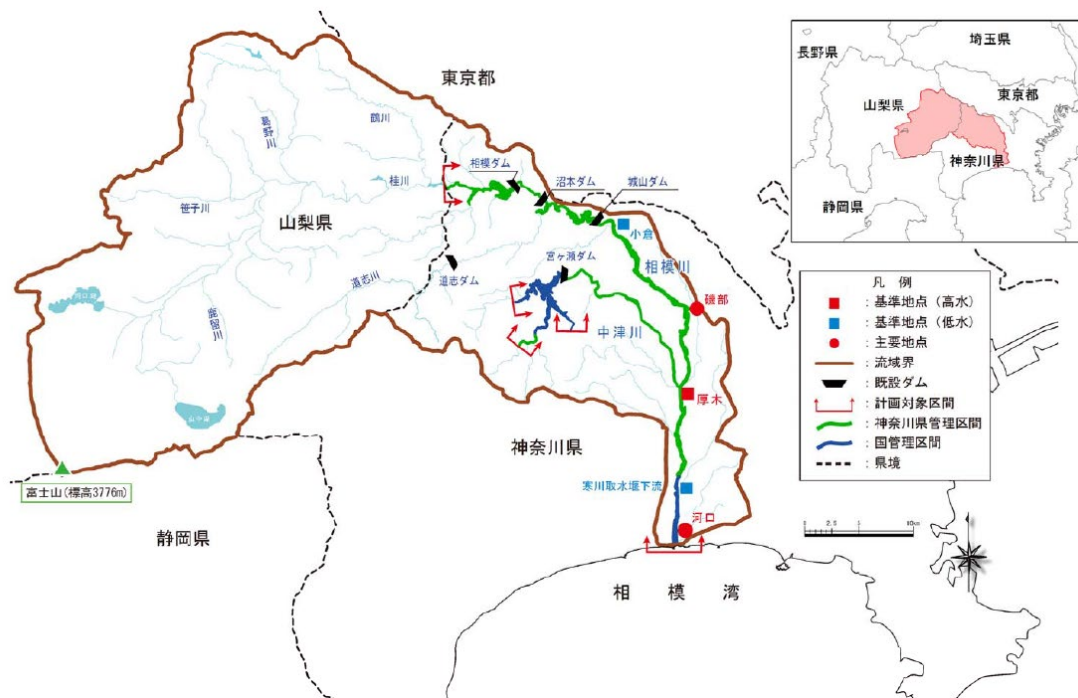
有識者会議での議論及び河川調査の実施にあたっては、相模川流域における河川環境の整備と保全をはじめとした河川に係る既存計画等を確認しておくことが必要である。相模川水系では、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」等が策定されており、その概要を次に示す。

(1) 「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」等

相模川は、神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長 113km、流域面積 1,680km² の一級河川である。

河川法改正(平成9年)により、その目的に「河川環境の整備と保全」が追加されたことを受け、相模川水系においては、国土交通省が河川整備の基本となる「相模川水系河川整備基本方針(平成19年11月22日付)」を策定している。

その後、「相模川水系河川整備基本方針」に基づき、学識経験者や地域住民の意見を反映して国土交通省関東地方整備局が策定した「相模川水系相模川・中津川河川整備計画(平成30年7月19日付)」では、治水(洪水・災害防止)、利水(水利用・機能維持)、環境(保全・創出)の3要素を調和させ、今後20年から30年間の具体的な河川工事や管理方針を定めている(図 6)。



出典:相模川水系相模川・中津川河川整備計画(平成30年7月) 国土交通省関東地方整備局・神奈川県

図 6 河川整備計画の対象区間

ア 河川整備計画における正常流量及び河川環境の目標

河川整備計画の目標に関する事項のうち、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」に関しては、河川環境の保全や利水安全度の確保を図るため、関係機関と連携した水利利用の合理化を推進し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の安定的な確保に努めるとされている。

「河川環境の整備と保全」に関しては、これまでの流域の人々と相模川・中津川との関わりを考慮しつつ、礫河原、湿地、干潟、ヨシ原等多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな河川環境及び良好な景観や清らかな水の流れを保全し、水質を保全・改善するとともに、生物多様性の保全に配慮した多自然川づくりを行い、多様な動植物が生息・生育・繁殖する相模川・中津川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めるとしている。

(i) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持に関する目標等

河川整備計画では、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量」に関して、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、相模川上流の小倉地点(河口から約 35km)においてはかんがい期の最大は概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$ であり、相模川下流の寒川取水堰下流(河口から約 6.8km)においては年間を通して概ね $12\text{m}^3/\text{s}$ を安定的に確保するよう努めるとされている(表 2)。異常渇水時においては、相模川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るため、流量の確保に努めるとしている。

なお、平成13年の宮ヶ瀬ダム完成以降、「相模川水系相模川等における水利使用規則」では、寒川取水堰から下流に流下する流量は、 $8\text{m}^3/\text{s}$ を下回らないようにすることが取水及び流水の貯留の条件となっている。

表 2 流水の正常な機能を維持するために必要な流量(m^3/s)

河川名	地点名	かんがい期最大	非かんがい期最大
相模川	小倉	20	10
	寒川取水堰下流	12	12

※かんがい期:6月1日～9月30日、非かんがい期:10月1日～5月31日

出典:相模川水系相模川・中津川河川整備計画(平成30年7月) 国土交通省関東地方整備局・神奈川県

(ii) 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備計画では、「河川環境の整備と保全」に関して、河川の連続性の確保を図り、アユ等をはじめとする魚類について、今後の遡上・降下の状況を十分に把握しながら、本川及び支川の縦断的な生息環境の保全に努めるとされている。取水堰等の許可工作物は、施設管理者等と連携を図りながら、魚類の遡上・降下環境の維持・改善に努め、さらに、河川と周辺地域の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めるとされている。

また、相模川は富士山からの自然由来のリンが多いことに加え、流入する河川からの窒素やリンの濃度が高い傾向が続いており、相模湖及び津久井湖では湖内の富栄養化が進み、夏期に発生したアオコが、公共水面の環境保全及び水道水源としての利水障害上の問題にかつてなったことから、エアレーション装置を設置し、湖の底の水温が低い水を攪拌し、表面

の水温を下げることでアオコの発生を抑制している。

さらに、神奈川県では、平成17年に良質な水の安定的な確保を目的として、20年後を目標に生活排水による水質汚濁負荷を削減することなどを盛り込んだ「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、上流の山梨県などの関係機関と連携して推進し、平成27年には全窒素及び全リンの環境基準値（暫定目標）が引き下げられるなど、水質は緩やかながらも改善の傾向にあるとされている。しかし依然として相模湖の全リン並びに津久井湖の全窒素及び全リンについては、環境基準を超過した状況であり、継続した水質改善対策が求められるとされている。

また、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）においては、ダム下流の河川環境の維持を目的として、冷濁水の放流によるダム下流の河川の水温や濁水の影響を緩和するため、選択取水設備の運用により、ダム下流河川の水質保全対策に取り組んでいる。

（2）近年の河川流況

正常流量の基準地点として設定されている寒川取水堰下流（河口から約 6.8km）の河川流況を整理すると以下のとおりとなる。なお、参考として相模大堰下流（河口から約12.0km）についても同様に整理した（表 3）。

表 3 基準地点における河川流況(m³/s)

地点名	統計期間	豊水 流量	平水 流量	低水 流量	渇水 流量	最小 流量	平均 流量
寒川取水堰下流	平成15年 ～	33.49	15.85	9.87	8.55	8.00	35.91
（参考） 相模大堰下流	令和6年 (22 年間)	37.14	22.26	17.55	15.16	11.29	40.95

出典：神奈川県企業庁及び神奈川県内広域水道企業団

以上、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」で定められている目標に対しては、将来的な河川維持流量の設定などを河川管理者と調整・協議を図りながら進めていくことが望ましい。

3 相模川におけるアユ関連情報と内水面漁業

漁業関係者との合意形成にあたっては、相模川におけるアユなどの内水面漁業の取組実態を踏まえたうえで議論することが重要であることから、その概要を次に示す。

(1) 相模川におけるアユ関連情報

相模川は、古くは「鮎河」と呼ばれていたほどアユが豊富な川として知られ、現在でも全国有数の漁獲高を誇っている(表 4)。また、アユの遊漁者数を調査した第11次漁業センサス(2003年)によると、全国のアユ遊漁者数338.5万人のうち、相模川水系は32.1万人を占めており、全国で最多であった。

「水道システム再構築」の取組により河川の流況変化が想定される相模大堰より下流は、緩やかに蛇行しながら、戸沢橋下流の永池川の合流付近にかけて早瀬や平瀬が形成され、アユのほか、シマヨシノボリやゴクラクハゼなど、比較的流速の早い環境を好む魚種が生息している。また、アユの産卵場も複数箇所を確認されている。(図 7)。

永池川合流付近より先は、寒川取水堰の湛水域となり、生息魚種もニゴイのような流速が遅く、水深の深い環境を好む魚種が増え、アユの生息数は減少していく。

相模川におけるアユの産卵実態を令和7年度に神奈川県水産技術センター内水面試験場で実施した調査結果より整理すると、相模大堰－寒川取水堰間で産着卵の約94%が確認されており、「水道システム再構築」により河川流況の変化が想定される区域が、アユの再生産のサイクルにおける重要なエリアであることが理解できる。(表 5)

表 4 全国のアユの漁獲量上位5河川(単位:t)

順位	平成20年		平成25年		平成30年		令和5年	
1	那珂川	581	相模川	348	那珂川	384	那珂川	310
2	相模川	284	那珂川	319	相模川	360	久慈川	301
3	揖斐川	185	長良川	141	長良川	115	長良川	199
4	筑後川	177	神通川	97	神通川	70	相模川	118
5	長良川	174	筑後川	56	筑後川	46	仁淀川	78

出典：農林水産省 魚種別・河川別漁獲量を集計



図 7 流況変化想定範囲におけるアユの産卵場情報

表 5 令和7年度の相模川におけるアユ天然産卵場調査の概要

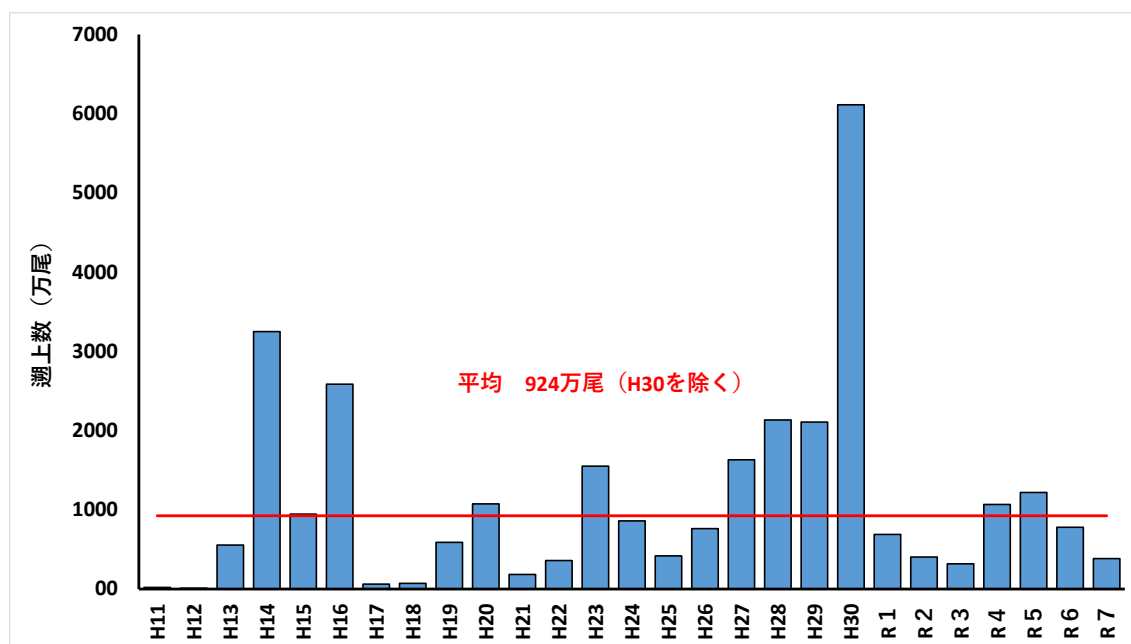
箇所	産卵期間	総産卵数 (千粒)	産卵数 百分率
横須賀水管橋	11/12～12/1	2,361	0.78%
三川合流	10/29～12/11	1,006	0.33%
海老名運動公園	10/30～11/19	8,794	2.90%
相模大堰下流	11/4～11/21	135	0.04%
中野多目的広場	11/4～12/11	21,215	7.00%
第二東名上流	10/30～12/22	79	0.03%
戸沢橋下流	10/30～12/20	264,157	87.19%
神川橋下流	10/30～11/19	5,227	1.73%

流況変化想定範囲

出典：神奈川県内水面試験場調査結果を集計

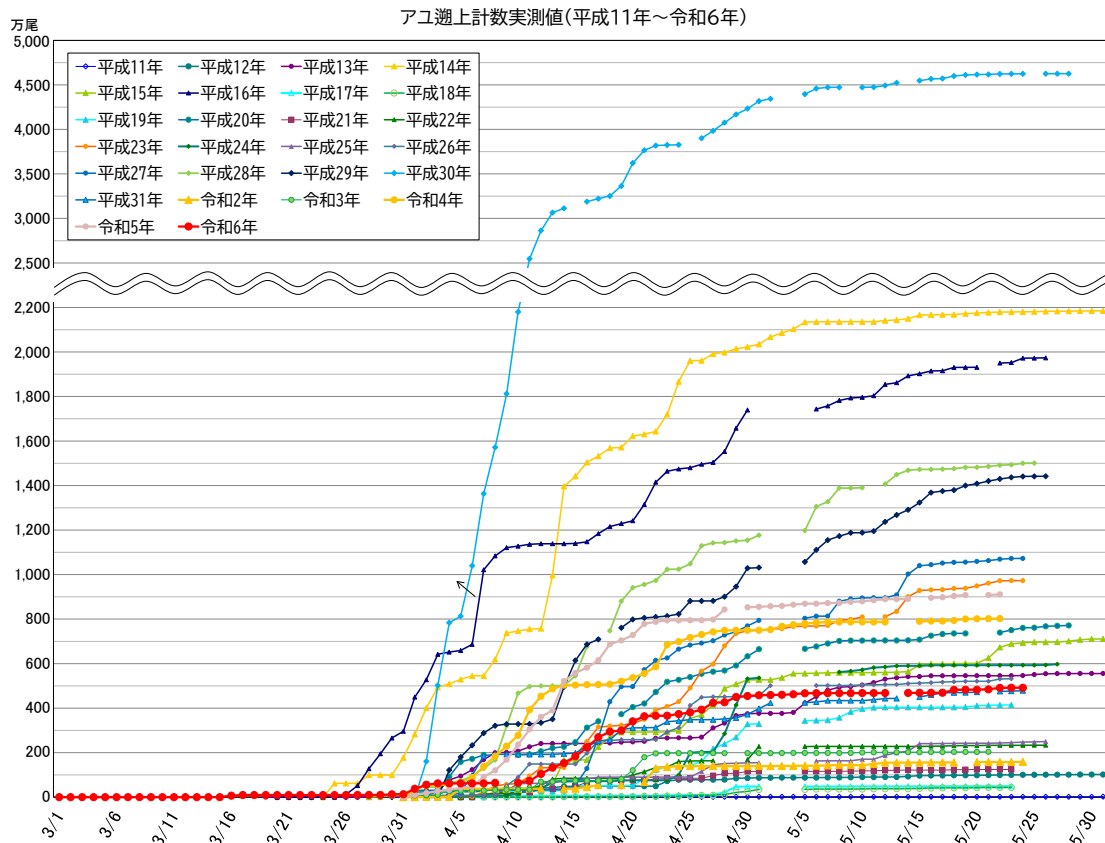
相模大堰の魚道において調査されているアユ遡上数の経年変動をみると、数十万尾から数千万尾の間で推移しており、最も多い年で6,000万尾(平成30年)を超える年も見られている。なお、令和6年度は778万尾、令和7年度は384万尾の遡上が確認された(図8)。

また、遡上時期は概ね3月下旬から始まり、4月中旬にピークを迎え、長い年では5月中旬頃まで確認されている。(図9)



出典：神奈川県水産技術センター業務報告書を集計

図 8 相模大堰における年別アユ遡上数



出典: 相模大堰魚道アユ遡上調査等業務委託 アユ遡上調査報告書(令和6年6月)
 神奈川県広域水道企業団、一般財団法人 神奈川県内水面漁業振興会

図 9 相模大堰におけるアユ遡上時期

(2) 相模川の内水面漁業

内水面漁業は、河川や湖沼などの淡水域で行われる漁業を指し、海面漁業に比べて自然的な資源豊度が低いという特徴を有する。このため、漁業者や遊漁者による乱獲が資源枯渇を招きやすい環境にある。また、専業漁業者が少なく、兼業漁業者や遊漁者が多いことから、公共的な利用が重視される点が特徴的である。このような特性を踏まえ、内水面漁業では漁業権を設定し、管理を適切に行わせる制度が設けられている。

内水面漁業の資源管理を適切に行うため、漁業法では「第五種共同漁業権」が定められている。この漁業権は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会に免許されるものであり、漁業権者には人工孵化、稚魚放流、産卵床の造成などの積極的な増殖活動を行う義務が課されている。この制度は、内水面漁業における資源の持続的利用を確保するための重要な枠組みである。

相模川では、昭和26年8月に相模川水系の単位漁業協同組合が統合され、相模川漁業協同組合連合会(以下、「相連」という。)が創立された。相連は、傘下の6単位漁業協同組合と連携し、アユ、溪流魚、ウナギなどの放流を行う増殖事業や河川産卵場の造成、秩序ある釣り行為の監視業務、魚道の整備など、河川環境の保全に取り組んでいる(図10)。これらの活動は、相模川の生態系保全および漁業資源の持続的利用を目的としている。

なお、相連では、相模川本流および支流の区域(一部上流域やダムなどを除く)において、

第 5 種共同漁業権(内共 1 号、2 号)の認可を受けている。この漁業権の対象魚種は、ヤマメ、イワナ、ニジマス、アユ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイ、ウナギ、テナガエビの計 10 種である。

参考として、令和6年度のアユの増殖実績を確認すると、放流は 11,070kg、産卵場の造成は2か所で計 4,450 m²実施していた。

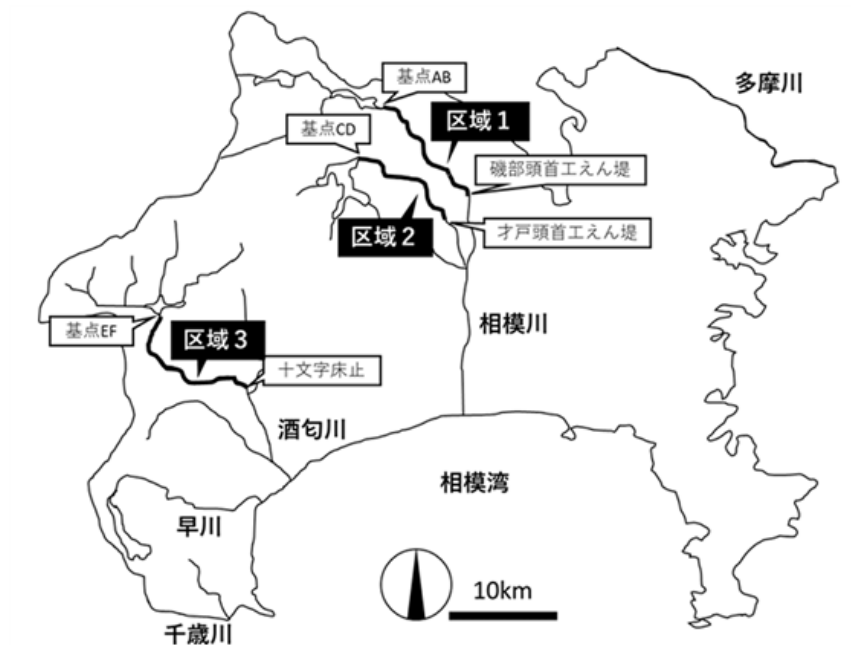


図 10 アユ種苗放流・人工産卵場造成

内水面漁業では、漁業権者が組合員以外の遊漁者による採捕を制限する場合、都道府県知事の認可を受けた「遊漁規則」を定める必要がある。この規則には、採捕可能な期間や区域、漁具・漁法の制限、魚体の大きさや採捕数の制限などが含まれる。また、漁業権者は増殖や漁場管理に要する費用を基準に、妥当な額の遊漁料を設定することが求められる。この仕組みは、漁業権者と遊漁者の関係を適正化し、資源の持続的利用を確保するための重要な役割を果たしている。

相模川の漁具漁法については、竿釣り、投網、もじりが認められており、アユについてはころがし、投網、友釣り、ルアーが認められ、適切な漁場管理のために漁法が制限されている区間がある。

相模大堰から寒川取水堰の区間におけるアユの遊漁期間は、6月1日から10月14日までの期間のうち相連が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日までとなっている。なお、令和8年3月31日に神奈川県漁業調整規則が改正され、相模川の主たる産卵場より上流域にあたる磯部頭首工えん堤及び才戸頭首工えん堤より上流(図 11 の区域1及び2)については、新たに 10 月 15 日から 10 月 31 日までの期間でアユの採捕ができるようになった。(図 12)



出典：神奈川県漁業調整規則の一部改正（あゆ禁漁期変更）について（令和8年3月31日） 神奈川県環境農政局

図 11 あゆの採捕禁止期間を短縮する区域

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改正前	すべての区域	■	■	■	■	■						■	
改正後	区域1～3	■	■	■	■	■						■	
	区域1～3以外	■	■	■	■	■						■	

出典：神奈川県漁業調整規則の一部改正（あゆ禁漁期変更）について（令和8年3月31日） 神奈川県環境農政局

図 12 改正前後におけるあゆの採捕禁止期間

4 「水道システム再構築」の実現に向けた対応

「水道システム再構築」の実現に向けた課題及び河川調査の方針と結果の妥当性について議論した内容を次の通りとりまとめる。

(1) 「水道システム再構築」に伴う河川流況の変化

「水道システム再構築」の取組の一つである「上流取水の優先的利用」では、浄水場の廃止に合わせて取水位置を上流地点に変更することを計画している。これにより、これまで寒川取水堰まで流れていた、水道や工業用水の原水としての水利流量分が、段階的に相模大堰（社家地点）より下流に流れなくなることから、相模大堰から寒川取水堰の約5km区間（河口から約6.8km～12.0km）においては、河川流量や水位などに変化が生じることが想定される。この流況変化は、小雀浄水場の廃止が予定されている令和22年度以降に生じることとなる（図13）。

流況変化が想定される区間（図14）には、アユ釣りなどの遊漁者が多くあり、これによる賦課金や遊漁料は相連及び各漁業協同組合の重要な収入源となっている。また、当該区間はアユの重要な産卵場にもなっており、既存調査において複数箇所確認されている他、アユ以外の漁業権魚種やコイ科、ハゼ科などの魚類も多く生息している。

そのため、有識者会議において、5事業者が実施した河川調査の方法及び結果の妥当性を評価したうえで、調査結果を基に魚類への影響把握と対策案について専門的な観点から議論を行った。

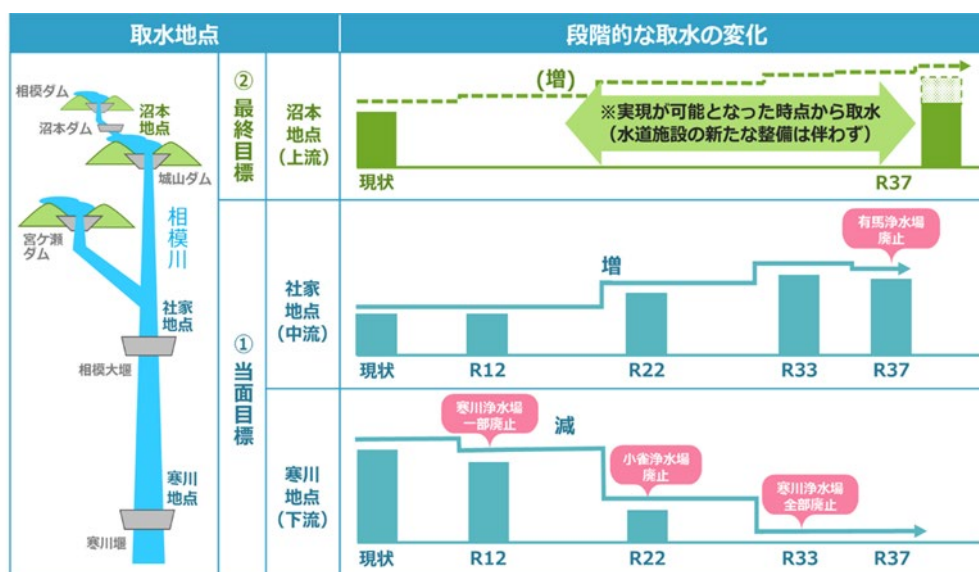
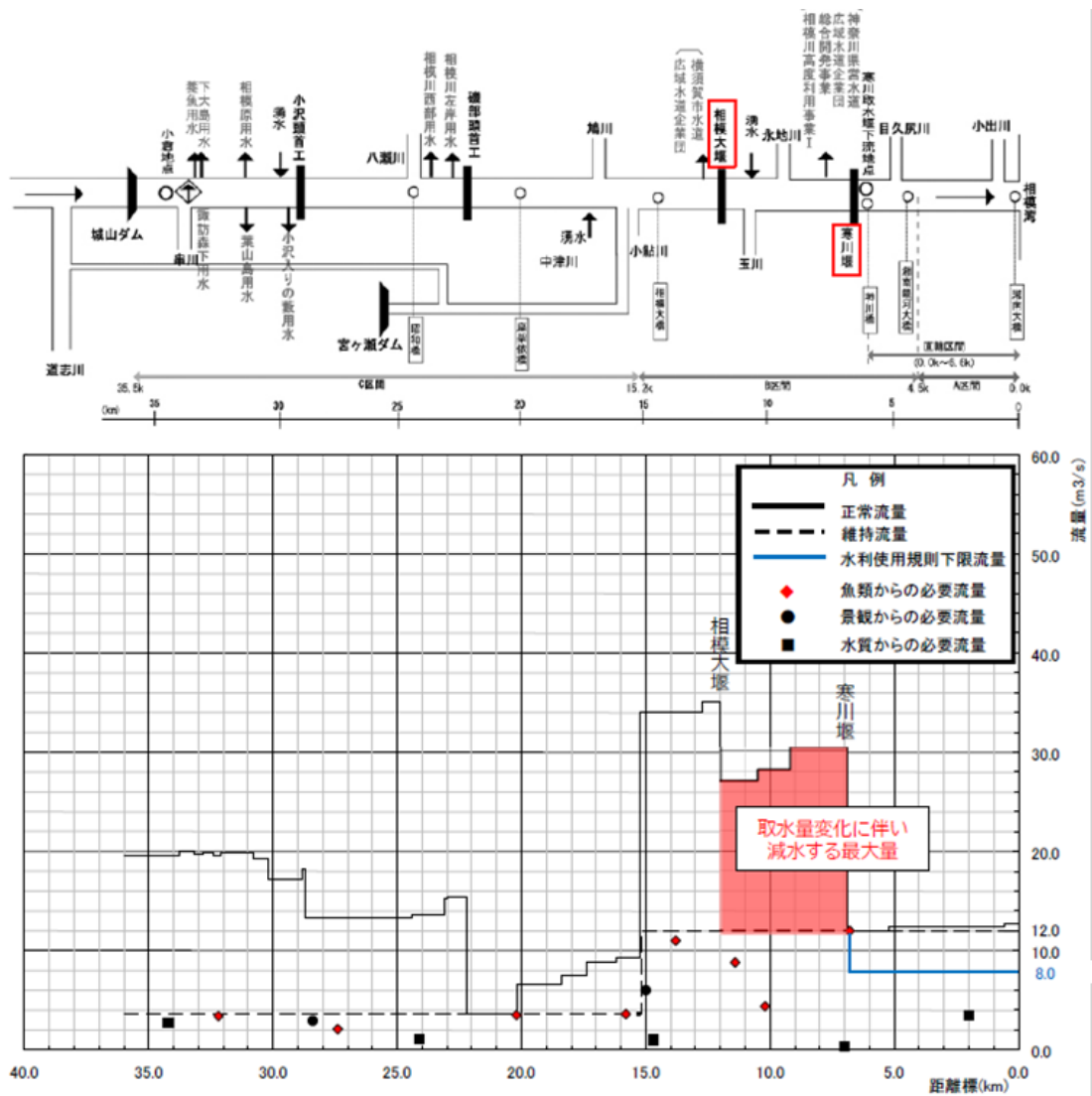


図13 「水道システム再構築」に伴う取水量の変化



出典：相模川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料(案)

(平成 19 年 7 月) 国土交通省河川局 に着色及び水利使用規則下限流量を追記

図 14 相模川における正常流量縦断面図【かんがい期】(6月1日～9月30日)

(2) 調査内容(方針)に対する主な意見

ア 既存資料収集、整理について

- 相模川には河川環境（主に魚類、生態系）に関する調査結果や各種基準類、会議等に類する多くの既存資料が存在するため、必要な情報整理を行い、既存の情報を最大限活用すること。

イ 河川流況解析モデル作成及び解析データ補完調査

- 取水地点及び取水量の変更に伴う相模大堰から寒川取水堰間における河川への影響シミュレーションの精度を検証するため、作成した河川流況解析モデルの解析結果の再現性を確認すること。
- 精度検証前のシミュレーション結果であっても現地河川で要点となる箇所の把握は可能であるため、現地調査計画の基礎資料として活用すること。
- 河川流況の変化に対する影響を評価するため、河川流況解析モデルによるシミュレーション結果及び現地調査結果により、アユの産卵環境の変化などを定量的に示すこと。

ウ 魚類調査

- 河川環境においては、アユに限らずウグイやオイカワなどを含めた生物の多様性が確保されていることが重要であるため、生物多様性の観点を踏まえた調査を行うこと。
- 産卵場所や河床材料、産卵場の面積や卵の発眼状況などのアユの産卵環境や、付着藻類の食み跡などの生息環境に関する調査手法としては、標準的な手法である潜水調査により直接観測すること。
- 流量の減少により日射量や水温などの環境要因が変化し、アユの主食である藍藻の生育に影響を与えることから、付着藻類の調査においては藻類の種類にも着目して調査を行うこと。
- 礫表面における藻類やシルト分の付着によってアユの産卵が阻害される恐れがあることから、産卵環境調査においては潜水により目視で確認を行うこと。
- 恒常的に河川水温が 25℃を超える環境は、アユの成育を阻害する恐れがあるため、流量の変化と河川水温との関係性を把握すること。

エ UAV(ドローン)による流況観測調査

- 「水道システム再構築」は長期的な取組であり、数十年にわたる様々な関係者との議論が予想されるため、UAV（ドローン）による空撮を活用し、「水道システム再構築」に着手する前の河川状況を記録しておくこと。

オ 予測及び評価

漁業関係者に対しては、影響の有無に関する具体的な説明が求められるため、シミュレーション結果の提示に加え、想定される影響への対策案を含めた整理を行うこと。

(3) 河川調査の概要

5事業者は、流況変化が想定される調査区間において、湛水域や瀬淵、アユの生育や産卵環境、河川構造に着目して調査測線（計 10 測線）と調査地点を設定し（図 15）、有識者会議で整理した前述の河川調査（方針）に基づき、令和 6 年度から 7 年度の 2 カ年で調査を実施した（表 6）。

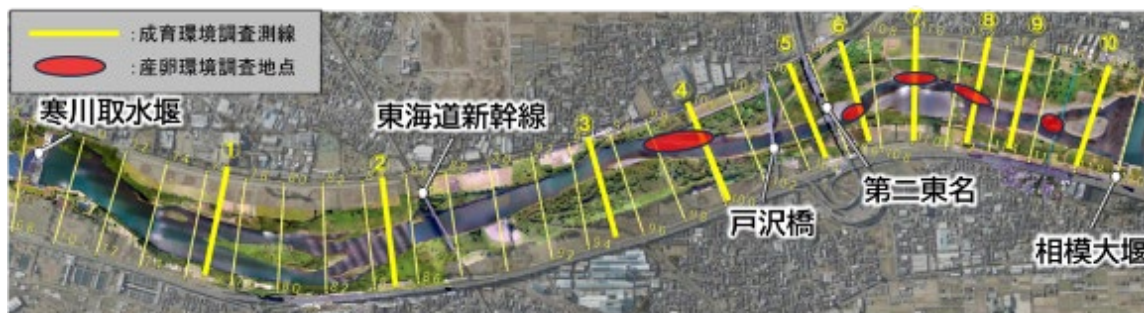


図 15 河川調査の調査区間、調査測線(①～⑩)及び調査地点

表 6 河川調査の内容

河川調査の対象範囲	
☐	一級河川相模川（相模大堰から寒川取水堰・河口から約 6.8km～12.0km）
1 既存資料収集、整理	
☐	相模川の河川環境に関する調査結果及び論文等の収集整理
2 河川流況解析モデル作成及び解析データ補完調査	
☐	補完調査：支川流量観測等
☐	段階的な取水量変化及び河川流量変化により複数パターン解析
☐	解析結果として河川流況のうち魚類の生育に関わる項目を整理
3 魚類調査	
成育環境調査（アユ及びアユ以外の漁業権魚種 ^{※)} ）	
※) 漁業権魚種（10 魚種）のうち、調査区間で生息が確認されている 7 魚種を対象	
<アユ>	
☐	生息状況：生息密度、胃内容物、食み跡など
☐	生息環境：瀬淵分布、流況、水質、水温、河床など
☐	餌環境：付着藻類
<ヤマメ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイ、ウナギ及びテナガエビ>	
☐	生息状況：既往調査結果を活用など
☐	生息環境：生息場分布、流況など
産卵環境調査（アユのみ）	
☐	産卵実態及び産卵環境（流況・河床）
遡上・降下環境調査（アユのみ）	
☐	既往調査結果を活用
4 UAV（ドローン）による流況観測調査	
☐	UAV 動画撮影及び PIV 解析による平面流況の調査
5 予測及び評価	
☐	河川流況解析モデルと UAV 調査を基にした河川流況変化の把握
☐	魚類の産卵や移動への影響
☐	相模大堰及び寒川取水堰の魚道への影響
☐	環境保全措置(対策案)の検討

(4) 河川調査結果

河川調査結果の概要を参考資料に示す。

(5) 河川調査結果に対する所見

河川調査結果の報告内容は妥当性のあるものであった。報告を受け、有識者会議としての意見を次の通りとりまとめる。

ア アユをはじめとした魚類の生息環境の変化

- 流量の減少による生息選好エリアへの影響について、魚種による差異はあるが全体的には減少傾向となることから、一定の流量確保は必要となる。
- シミュレーション結果と実際の変化の差異を把握するため、河川流況の変化が伴う令和22年および令和33年の前後において、モニタリングを実施する必要がある。
- 流量変化による影響は水深や流速以外にも、淵などの河川構造が関係するため、今後のモニタリングに際しては、その視点も考慮する必要がある。
- 餌環境の把握を目的とした付着藻類調査については、アユの主食である藍藻の量の把握も重要であるが、現状以上の調査については5事業者が主体となって実施すべき調査とは言えない。

イ アユの産卵環境の変化

- アユの産卵選好エリアが大幅に減少するというシミュレーション結果は大きな問題として捉えており、河道内の礫の移動や人工産卵場の造成など、土砂の移動を含めた対策を講じる必要がある。
- アユの産卵環境を改善するためには、河川管理者や漁業関係者と協議しながら、5事業者として実施可能な保全措置を講じることが求められる。

ウ 河川水温の変化

- 流量の変化と水温の関係について、水温観測データを基にした関係式と河川水温予測モデルの2種類の手法で検討を行っている点は評価できる。
- 地球温暖化の進行に伴い河川の水温上昇は避けられないため、モニタリングによる実態把握について河川管理者を含めた関係者間での検討が必要となる。

エ 環境保全措置(対策案)の優先順位

- 環境保全措置においては天然アユの保全が優先されるため、流下仔魚対策としての右岸放流や産卵場への土砂供給としての置き土の活用をまず検討すべきであり、アユ稚魚の放流は他の手段が無くなった場合の最終手段とするべきである。

(参考) 魚類の産卵・移動

相模川水系河川整備基本方針(H19)の検討において、「動植物の生息地又は生育地の状況」および「漁業」からの必要流量は、神川橋下流付近のアユの産卵等に必要な水深30cmを満足するために必要な流量は $12.0 \text{ m}^3/\text{s}$ となり、寒川取水堰下流地点における必要な流量は通年 $12.0 \text{ m}^3/\text{s}$ と設定されている。別途、相模川の将来的な河川維持流量の取り扱いについて、河川管理者と調整を図る必要がある。

5 相模川における課題の整理

(1) 相模川の現場視察

寒川取水堰及び相模大堰に設置されている魚道や、アユの産卵場など、河川流況の変化が想定される区間の状況を捉えることを目的に、相模川の現場視察を3回にわたって実施した。

ア アユの遡上期の現場視察【令和7年5月21日】

寒川取水堰から相模大堰までの区間について、次の5カ所のポイントを中心に視察を行った(図 16、図 17)。



(1) 寒川取水堰	取水堰の上下流や魚道の様子を視察
(2) 大神スポーツ公園付近	寒川取水堰の湛水域の様子を視察
(3) 戸沢橋下流	アユの天然産卵場などを視察
(4) 中野多目的広場付近	相模大堰の下流側にあるアユの天然産卵場を視察
(5) 相模大堰	取水堰や魚道の様子を視察

図 16 視察箇所



図 17 視察の様子(左:寒川取水堰、中央:天然産卵場、右:相模大堰魚道観測施設)

イ アユの産卵期の現場視察【令和7年11月25日】

相模大堰下流にあるアユの天然産卵場を2カ所と、相模大堰上流に整備されたアユの人工産卵場の視察を行った(図 18、図 19)。



(1) 戸沢橋下流	戸沢橋付近にあるアユの天然産卵場を遠景から視察
(2) 相模大堰下流	水管橋付近にあるアユの天然産卵場を視察
(3) 相模大堰上流	アユの人工産卵場などを視察

図 18 視察箇所



図 19 視察の様子(左:人工産卵場の視察、中央:アユの卵、右:アユの産卵状況)

ウ 漁業関係者を交えた現場視察【令和7年9月22日】

漁業関係者との意見交換を実施するため、相連も交えて取水堰やアユの天然産卵場及び寒川浄水場の視察を行った(図 20)。また、5事業者が相模川の河川環境や漁業にも配慮した中で「水道システム再構築」を進めていけるよう、課題の共有や将来に向けた意見交換を行った。



図 20 視察箇所

(2) 相模川における課題について

現場視察において「水道システム再構築」による河川流況の変化がアユ等に与える影響について、現況把握と議論を進めたが、河川は様々な事象が複雑に関連しているため、河川流況の変化を相模川全体のシステムとして捉えることが重要であった。そこで、「水道システム再構築」の視点だけではなく、相模川全体における視点も含めて多角的な視点から検討を重ね、重要なポイントを次の通り整理した。

ア アユの生息環境

- アユの生息環境を考える上では、遡上・成長・降下・産卵・孵化流下・海域生活という年間サイクルがあることを理解して議論する必要がある。
 - 寒川取水堰及び相模大堰は遡上の障害となる可能性があるが、現状では魚道が有効に機能しており、流況変化が生じた場合でもその機能が維持されていれば遡上への影響は限定的であると考えられる。
 - 現在でも夏期の高水温期に恒常的に25℃を超え、アユが高水病(エドワジエラ・イクタルリ)に罹りやすくなっており、「水道システム再構築」により流量が減少した際の水温への影響の程度が課題となりうる。
 - アユの主食が藍藻であることが近年の知見より明らかになっているが、藍藻の生長量は他の付着藻類に比べて小さいため、藍藻のバイオマスに着目した付着藻類の把握が必要である。
 - 藍藻は光阻害※の影響を強く受けるため、生育には水深が必要であるため、水深の変化を把握することは重要である。
 - 藍藻の生育には水深が必要であることから、アユの主要な餌場は深みである可能性があり、付着藻類の調査においては、河川構造との関係を把握する必要がある。
 - 藻類の生長量と水温には関連があるため、藻類の種類に着目した水温の把握が重要である。
 - アユは日中に深みで身を隠し、夕方には繁殖のため浅瀬に移動する生態を持つため、様々な流速や水深が点在する河川環境が必要である。
 - 水温が20℃を下回ることによってアユは産卵を始めるため、夏だけでなく秋の高水温化も課題となりうる。
 - 仔アユは動物プランクトンをエサとするため、孵化後72時間以内に感潮域まで到達できる環境が必要である。
 - 上流取水により相模大堰の取水量が増えると、相模大堰よりも上流から流下する仔アユは取水口に迷入しやすくなるため、適切な対策を講じる必要がある。
 - 仔アユのエサとなるワムシなどの動物プランクトンの発生には海水温の低下が必要であり、海に到達した仔アユの生存率と海水温には関連がある。
- 段階的な流況変化が河川環境や生態環境に与える影響を議論する際には、アユが生息しやすかった戦後直後の河相を念頭に置いた検討が必要である。
- 河川水温の上昇による影響を緩和するためには、水深による水温上昇の違いを考慮し、瀬淵が連続する河川形状を目指すことで、河川全体の水温上昇の影響を抑え、結

果的にアユへの影響も軽減することが可能である。

※：光阻害：藍藻が光合成を行う際、強すぎる光エネルギーを受けることで、活性酸素が発生し、核を破壊してしまう現象。光合成の速度や効率が低下する。

イ アユの産卵場

- アユの卵は石の表面に付着するため、泥や藻類の無い状態が必要であり、小規模な出水であっても表面が削られるよう、河床は浮石状態であることが望ましい。
- 産卵場には5mm から30mm 程度の砂利(5 円玉の穴から500 円玉程度の大きさ)が必要であり、現地に堆積している置き土を活用するなど、砂利の供給方法を検討する必要がある。
- 相模大堰下流は次世代を育む主要な産卵場であるため、河川管理者を含めた関係者間で課題を共有し、協力して対応することが望ましい。
- 産卵場の近くにカワウの巣が存在することから、黒色のテグスを張るなどの捕食防止対策を検討する必要がある。
- サケ科の魚の場合、酸素の豊富な湧水があることが重要である。そのためには、礫層が重要で、その礫層に流れ込む伏流水(ハイポレイック流)が重要である。

ウ 各取水堰における影響

(ア) 相模大堰

相模大堰には左岸及び右岸に主魚道(非越流部付階段式)と副魚道(傾斜隔壁型階段式)の2種類の魚道と呼び水水路が設置されている(図 21)。また相模大堰を地域に開かれた社会学習の場とする具体的な方策の一つとして、左岸側魚道観測施設が設けられており、魚道を遡上する魚類の見学などが可能となっている。

- 横断方向に傾斜をつけた構造や土砂堆積が無い点など、魚道が有効に機能していることが確認できた。
- 湛水域のしゅん濇を実施する際は、泥を下流に流さないため、可能な限り上流側で行うような工夫も必要である。
- 相模大堰での取水増量は、堰より上流域で孵化した仔アユが迷入しやすくなる懸念がある。



図 21 相模大堰の魚道(左:左岸魚道、右:右岸魚道)

(イ) 寒川取水堰

寒川取水堰には右岸に階段式と舟通しデニール式の2種類の魚道と両魚道の中央には呼び水水路が設置されている(図 22)。

- 現場視察において、魚道が有効に機能していることが確認できた。
- アユの降下期(10 月中旬から12月中旬)には魚道側へ誘導する照明を夜間点灯しており、仔アユが取水口へ迷入しないよう運用の工夫がなされている点が評価できる。



図 22 寒川取水堰の魚道

エ その他

- 生物多様性の観点ではアユ以外の魚種も重要であり、中でも流速が速いところを好む魚種については着目しておく必要がある。
- 相模川ではカワウの個体数が増加しており、流況変化による水深の変化がウグイの捕食リスクを高める可能性があるため、ウグイの生息数への影響についても着目する必要がある。
- 水道取水の変化や河川水温の上昇といった河川環境の問題については、全国的に発生し得る課題であり、相模川の検討事例は先駆的なモデルケースとなりうるため、5事業者の取組だけを議論するのではなく、河川に関わる関係者全員で相模川全体の視点を持って考えるべき問題である。
- 現状でも河道の二極化による課題を相模川は抱えており、このまま流量が減少すると、エコトーン※の形成などに課題が生じるため、モニタリングによる変化の把握は必要である。
- モニタリングを継続的に行うためには、通常業務の中にどのように組み込むかが重要となり、AI など先端技術の導入も業務効率化の観点から望ましい。
- 産卵場として良好な瀬が痩せつつある現状を踏まえ、将来的には土砂の動態を適切にコントロールし、河道内に良好な土砂を供給するための土砂流動の予測について検討する必要がある。

※エコトーン:移行帯や推移帯と訳される。河岸や湖沼の沿岸等、生物の生息環境が連続的に変化する場所を指し、多様な生物の生息場所となっているため重要視されている。

6 「水道システム再構築」により想定される影響と環境保全措置(対策案)

(1) 検討課題の整理

ここまで、河川調査及び現場視察を踏まえた相模川の課題について列挙したが、その課題を要素別に再整理し、さらに5事業者として対応が必要な項目を抽出すると、表 7 のとおりとなる。

表 7 相模川的主要検討課題の整理

分類	課題（会議でのポイント）に対して		5事業者での対応が必要な項目
維持流量・総合土砂管理・河川環境	①	将来的な河川維持流量の設定	
	②	ダム群と相模大堰及び寒川取水堰による土砂のせき止め	
	③	河床材料の細粒化・粗粒化・泥化・礫の減少	
	④	河道の2極化	
	⑤	エコトーンの形成・創出	
	⑥	水草の大量繁茂	
	⑦	水質保全	
魚類の生育環境等	A	アユ産卵場の機能確保・保全	●
	B	アユ遡上数の調査方法	●
	C	堰に設置された魚道機能の有効性	●
	D	仔アユの流下環境の確保	●
	E	河川流量の変化と水温の関係性把握	●
	F	餌環境・付着藻類	
寒川取水堰撤去に係る影響と効果			関係者間で要整理

(参考) 寒川取水堰撤去

令和33年度以降に取水施設としての役割を終える寒川取水堰の撤去によって生じる影響については、将来、別途具体的な調査やモニタリングが必要となるため、有識者会議では取り扱わないものの、参考として以下のとおり記載する。

- 土砂の動態は堰の有無により大きく異なるため、堰撤去による河道へのインパクトは大きい。
- 堰撤去により湛水域が無くなれば、瀬淵構造が回復すると推察され、アユにとってより良い環境が形成されると期待できる。
- 湛水域が無くなれば天然の産卵場が新たに形成されると想定できるが、良好な産卵場となるには適した粒径の土砂供給が必要となる。
- 湛水域が無くなれば支障物が無くなることで流下速度が上がるため、仔アユが72時間以内に感潮域に到達する可能性が高まる。

- 堰によって固定化されている現在の河川形状が、堰撤去によって河川本来の形状に戻るのか、戻るまでにどの程度の時間が必要なのかが懸念される。
- 堰撤去後に瀬淵構造の形成が期待できるが、相模川上流のダム群による影響があるため、堰撤去後の姿を予測することは難しい。
- 湛水域が無くなることで水深が浅くなれば、川底まで日射が届くようになるため、光に弱い藍藻の生育への影響が懸念される。
- 堰撤去後の影響の把握については、モニタリングの実施が必要不可欠である。
- 上流域・下流域・堰などのように河川を分けて考えるのではなく、視野を広く持ち河川全体の視点を持つことが大切である。

(2) 魚類の生息環境等に関わる環境保全措置(対策案)

河川流況の変化により生じる主な課題に対する対策案を表 8 に整理した。5事業者は、すでに行っている対応の継続に加え、アユの産卵場の機能確保への支援や取水口への迷入に関する各種対応、その他モニタリング調査の実施などを、漁業関係者と調整を行いながら講じていくことが重要である。

表 8 環境保全措置(対策案)

主な課題		5事業者による保全措置		関係者含め対応すべき 保全措置(方向性)
		対策案	具体的な内容	
A	アユ産卵場の機能確保・保全	人工産卵場造成に向けた土砂供給の支援	 相模大堰下流の置き土等を活用	● 漁業関係者と協力してアユ人工産卵造成の支援等によりアユの産卵環境の改善を図る
B	アユ遡上数の把握	遡上量の計測	 相模大堰魚道での遡上量調査	● 関係者が連携し、情報共有ネットワークの構築 ● AI を活用した調査方法の検討
C	堰に設置された魚道機能の有効性	機能的な魚道の維持	—	● 堰管理者含め、継続して維持管理に努める
D	仔アユの流下(降下)環境の確保	迷入実態把握手法の検討	 堰取水口への迷入量の実態把握に向けた手法を検討	—
		仔アユの誘導	 仔アユ回収装置の稼働(相模大堰)  取水口対岸の夜間点灯(寒川取水堰)	
		運用の工夫	 右岸側(取水口の対岸)の優先放流	
E	河川流量の変化と水温の関係性把握	将来的なモニタリング調査の実施	 流量の減少が見込まれる R22 及び R33 の前後に再度モニタリング調査を実施	● 地球温暖化が進む中ではアユの産卵時期・産卵場・産卵河床、禁漁時期などへの影響等、漁業関係者含め、二人三脚での対応していくことが重要
F	餌環境・付着藻類	— (物理的、化学的、生物的環境要因の検証調査が必要なため、水道事業者だけでは対応は困難)	—	● 既存データの活用した付着藻類の傾向把握 ● 中長期的なモニタリング調査を実施

(3) 漁業関係者との合意形成に向けた進め方

「水道システム再構築」は、向こう30年にわたる取組であるため、漁業関係者と信頼関係を構築し、科学的知見について共有を図っていける関係性を構築していく必要がある。

そのためには、取組内容や河川調査の結果などを丁寧に説明し、対話を重ねながら合意形成に結び付けていくことが重要である。

よって、漁業関係者を含めた定期的な意見交換やアユの産卵環境等の合同視察などを通して、お互いに様々な課題や問題点などを共有し話し合える環境づくりに努め、河川環境や魚類の生育・産卵環境に立った視点や姿勢を忘れず、細やかな情報発信をしながら頻繁な議論を行える環境を作ることが必要となる。

なお、漁業関係者との合意形成に向けては、専門的な知見からの助言が必要となるため、令和8年度末まで本会議の設置期限を延長することとした。

7 相模川の河川環境に対する提言

本とりまとめにおいて「水道システム再構築」に関わる影響と対策案の整理を行ったが、表7で示した通り、相模川にはダム等の土砂のせき止めによる河床材料の変化や河道の2極化、あるいは富栄養化など既存の課題が複数存在し、各関係者がそれぞれの立場で解決に取り組んでいる。

一方で、「水道システム再構築」による水道取水の変化は、相模大堰から寒川取水堰間の河川流況に影響をもたらすため、5事業者はその影響に対して真摯に向き合うべき立場である。

しかしながら、「水道システム再構築」による影響は、その根底に相模川の既存の課題が複雑に絡み合っており、5事業者のみで対応可能な対策は極めて限定的となってしまう。このことは、各関係者の取組についても同様で、それぞれが単独で行える対策には限度がある。

そのため、将来に向けた良い川づくりは、個々に課題解決を図るだけでなく、河川管理者をはじめとした行政機関や関係河川使用者などが互いの情報を共有し、十分に対話をしながら進めることが近道である。

また、河川環境に関する研究は国内外で進んでおり、それら新しい知見を用いることで従来の手法では解決が困難な課題に対しても解決の糸口が得られる可能性があるため、新技術についての検討も予断を持たずに行うべきである。

以上のことから、相模川に関わる様々な既存課題の解決には、関係者が一同に会し、多角的な視点から議論ができる場の構築が必要であることを、とりまとめの最後に申し添える。

卷末

1.有識者会議開催概要

2.参考資料

1.有識者会議の開催内容

有識者会議	開催年月日	内 容
第1回	令和7年1月20日	・ 委員等紹介 ・ 会議設置について ・ 「水道システム再構築」について ・ 河川への影響について ・ 全体スケジュール（案） ・ 会議全体を通じた意見交換
第2回	令和7年3月19日	・ 令和6年度 河川調査について ・ 現場視察について ・ 全体スケジュール ・ 会議全体を通じた意見交換
第3回 ※会議に併せて 現場視察も実施	令和7年5月21日	・ 現場視察結果（意見交換）について ・ 令和7年度 河川調査について ・ 全体スケジュール
第4回 ※会議に併せて 現場視察も実施	令和7年11月25日	・ 現場視察結果（意見交換）について ・ 相模川に係る課題と対応の整理 ・ 令和7年度 河川調査について ・ 全体スケジュール
第5回	令和8年1月30日	・ 河川調査結果について ・ 当面の調整スケジュール（案）について ・ とりまとめ（骨子案）について ・ 全体スケジュール
第6回	令和8年3月10日	・ 会議の設置期間延長について ・ 河川調査結果について ・ とりまとめ（素案）について ・ 漁業関係者との意見交換について ・ 令和8年度スケジュール（案）について

2.参考資料

参考資料1:河川調査概要:

令和 6 年度及び令和 7 年度の河川調査委託の結果概要を整理した。

参考資料2:環境情報図

現地調査結果を基に調査対象区間における環境情報図を整理した。

